



国内旅客船公団法案  
国内旅客船公団法

## 目次

第一章 総則(第一条・第八条)
第二章 役員及び職員(第九条)
第三章 業務(第十九条・第二十条)
第四章 財務及び会計(第二十一條)
第五章 監督(第三十一条・第三十二条)
第六章 雑則(第三十三条・第三十四条)
第七章 罰則(第三十五条・第三十六条)
附則

ばら遊覽の用に供するもの以外のものをいう。

この法律において「旅客船貨渡業者」とは、国内旅客船の貨渡(期間貨船を含む。)をする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

(法人格)

第三条 国内旅客船公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 公団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(名称使用の制限)

第七条 公団でない者は、国内旅客船公団という名称を用いてはならない。

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第九条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国会議員、國家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地

方公共団体の議員又は地

方公共団体の長若しくは常勤の職員

2 海上旅客運送事業者、旅客船貨渡業者若しくは船舶若しくは船舶用機関の製造若しくは修繕業者

3 この法律において「国内旅客船」とは、海上旅客運送事業者の事業の用に供する船舶であつて、もつ

人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 理事は、理事長が運輸大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十三条 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十四条 公団は、第一条の目的をそれぞれその任命に係る役員が前各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定により理

事長の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十六条 公団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、理事長が

(いかななる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

支配力を有する者を含む。)の前号に掲げる事業者の団体の役員(いかななる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

又は支配力を有する者を含む。)

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

1 海上旅客運送事業者又は旅客船貨渡業者と費用を分担して国内旅客船を建造し、又は改造す

ること。

2 前号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅

客運送事業者に国内旅客船とし

て使用させること。

3 第一号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅

客運送事業者又は旅客船貨渡業者に譲渡すること。

4 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

(業務方法書)

第二十条 公団は、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて

業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

3 第二十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(事業年度)

2 この法律において「国内旅客船」とは、海上旅客運送事業者の事業

が法人であるときはその役員

(役員)

第九条 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人

(予算等の認可)

第二十二条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 公團は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 公團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算を終了した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

金)

第二十五条 公團は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならぬ。

2 公團は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して

整理し、なお不足があるときは、

その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公團は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び旅客船債券)

第二十六条 公團は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は旅客船債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による旅客船債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公團は、運輸大臣の認可を受け、旅客船債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第十四十八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、旅客船債券に關する必要な事項は、政令で定めること。

(償還計画)

第二十七条 公團は、毎事業年度、長期借入金及び旅客船債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする場合は、その身分を示す(余裕金の運用)

第二十八条 公團は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債の取得

2 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の基準)

第二十九条 公團は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による旅客船債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の規定による一般の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公團は、運輸大臣が監督する。

第五章 監督

第三十一条 公團は、運輸大臣が監督する。

は、公團に対して、その業務に関

し、監督上必要な命令をすることができる。

第三十二条 第二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その業務を行つたと認められたものと解釈してはならない。

2 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

3 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

4 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

5 第三十一条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

6 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

7 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

8 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

9 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

10 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

11 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

12 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

13 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

14 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

15 第二十九条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第七章 罰則

第三十五条 第二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第三十八条 この法律は、公布の日から施行する。

第三十九条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十一条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十二条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十三条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十四条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十五条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十六条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十七条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十八条 この法律は、公布の日から施行する。

第四十九条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十二条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十三条 この法律は、公布の日から施行する。





三 駐	鹿石を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川水面
平 館	平館港北防波堤燈台( $N41^{\circ}09'24'' E140^{\circ}38'41''$ )を中心とする半径2,000メートルの円内の海面
小 森	森線崎から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面
野 辺 地	安井崎から金剛崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面
大 川	野辺地町と平内町との境界海岸( $N40^{\circ}53' E141^{\circ}05'18''$ )から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の野辺地川水面
内 儀	芦崎を中心とする半径3,600メートルの円内の海面及び最下流橋下流の田名部川水面
野 沢	川内橋西端( $N41^{\circ}11'43'' E140^{\circ}59'44''$ )を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面
佐 井	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び脇野沢川瀬野沢橋各下流の河川水面弁天島三角点(2.9メートル)を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面
大 川	船岡崎を中心とする半径2,000メートルの円内の海面
間 畑	大畠港南防波堤燈台( $N41^{\circ}24'32'' E141^{\circ}10'18''$ )を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び最下流橋下流の大畠川水面
戸 八	日出岩西端から180度及び270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川及び馬淵川各最下流橋下流の河川水面並びに馬淵川締切堤下流の日馬淵川水面
大 久	久慈牛島燈台( $N40^{\circ}12'55'' E141^{\circ}50'16''$ )から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の久慈川水面
八 木	八木港導燈の前燈( $N40^{\circ}20'42'' E141^{\circ}45'58''$ )を中心とする半径900メートルの円内の海面
宮 山	白木山三角点(86メートル)から220度900メートルの地点を中心とする半径1,400メートルの円内の海面及び最下流橋下流の閉伊川水面
大 鎌	小島東端から伝作屋及び熊ヶ崎東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大沢川及び園口川各最下流橋下流の河川水面七尾崎から雀島南端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大鶴川及び小鶴川各最下流橋下流の河川水面鶴ノ巣崎から鎌ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の大渡川水面

大 船 渡	珊瑚島北端から90度及び270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の盛川水面
広 田	大森山三角点(147メートル)から257度700メートルの地点を中心とする半径1,200メートルの円内の海面
志 津 川	鹿折海岸南端( $N38^{\circ}52'37'' E141^{\circ}36'30''$ )から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川 浜 波 巻	荒島南端から228度に引いた線、同島北端から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
女 船 渡 石 塙	大貝崎から赤根南西端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面清崎から139度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面孤穴崎から233度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面尾崎から205度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面石巻港東防波堤燈台( $N38^{\circ}24'16'' E141^{\circ}19'05''$ )を中心とする半径1,800メートルの円内の海面及び開北橋下流の北上川水面
金	花淵崎から雪戸島南端まで引いた線、唐戸島三角点(36メートル)から寒風沢島島測点( $N38^{\circ}19'33'' E141^{\circ}07'33''$ )を経て脇崎( $N38^{\circ}21'54'' E141^{\circ}04'09''$ )まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面
秋 田	小浦崎を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び最下流橋下流の象潟川水面
金 浦	金浦港燈台( $N39^{\circ}15'12'' E139^{\circ}54'53''$ )を中心とする半径1,500メートルの円内の海面
平 澤	芹田崎から23度3,000メートルの地点まで引いた線、同地点から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本 庄	子吉川口右岸突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面
秋 田	南防波堤基点を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び放水路水門下流の雄物川水面
北 竜	根ノ第三角点(40メートル)から25度1,300メートルの地点を中心とする半径4,400メートルの円内の海面
能 代	弁天岬を中心とする半径1,500メートルの円内の海面八斗崎から90度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の賀茂川水面
代	能代三角点(24メートル)から300度1,700メートルの地点を中心とする半径2,700メートルの円内の海面及び同円内の米代川水面

山形	酒田	日和山三角点(31メートル)から297度1,855メートルの地点を中心とする半径2,800メートルの円内の海面並びに京田川、最上川及び新井田川各最下流橋下流の河川水面	
風ヶ関	加由良	トヤ崎から110度及び0度に引いた線、沖平島北端から270度及び90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蓬萊橋下流の鐵砲崎を中心とする半径1,500メートルの円内の海面	
福島	松川浦	天神岩北端から倉泉岩まで引いた線、同地点から淺瀬崎(N38°43'33" E139°41'54")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに村上橋下流の村上川水面	
城四江	平津倉名浜	松川崎三角点(31.1メートル)を中心とする半径1,600メートルの円内の海面 西倉港冲南防波堤燈台(N38°06'17" E141°00'18")から294度615メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面 折戸山三角点(83.4メートル)を中心とする半径1,500メートルの円内の海面 三崎から八崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
茨城	大隅立慈	船橋	黒磯から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 正木燈台(N34°58'58" E139°51'26")を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び最下流橋下流の汐入川水面
千葉	浦浜山	相里三角点(49メートル)から260度2,250メートルの地点を中心とする半径3,000メートルの円内の海面 登戸三角点(22メートル)から245度7,500メートルの地点まで引いた線、五井三角点(1.9メートル)から280度5,000メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに寒川大橋下流の都川水面	
千葉	勝白館	船橋市と市川市との境界海岸(N35°41'29" E139°57'55")から170度4,000メートルの地点まで引いた線、船橋市と習志野市との境界海岸(N35°40'43" E140°00'07")から180度3,000メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川橋下流の海老川水面	
千葉	東京岡田	大久保三角点(133メートル)を中心とする半径900メートルの円内の海面	
千葉	波元新島	トオシキ島から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 仲ノ原三角点(13メートル)から180度550メートルの地点を中心とする半径700メートルの円内の海面	
千葉	大久保新島	宮城山三角点(429メートル)からナダラ岩東端を見通した線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見通した線及び陸岸により囲まれた海面 北風平三角点(119.2メートル)を中心とする半径900メートルの円内の海面	
千葉	大久保新島	横石鼻から1度300メートルの地点まで引いた線、同地点から282度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 前崎ヶ鼻(N33°05'42" E139°46'26")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面	
千葉	東京京浜	江戸川口右岸突端(N35°38'18" E139°52'32")から205度に引いた線、本牧鼻から47度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川水代橋及びその他の各河川最下流橋下流の河川水面	
千葉	鎌子	小柴崎、同地点から90度3,000メートルの地点、鰐音崎燈台(N35°15'12" E139°44'54")から90度1,000メートルの地点及び同地点から海瀬島燈台(N35°12'30" E139°44'18")を見通し7,000メートルの地点を順次に結んだ線、同地点から290度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	

石川	川	七	尾	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風北西端まで引いた線、能登島松ヶ崎から久木(N37°04'17" E137°00'53")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
穴	水	水	水	タケガ鼻から229度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面
字	出	出	津	宇出津港東防波堤燈台(N37°18' E137°09'27")を中心とする半径600メートルの円内の海面及び最下流橋下流の堀川水面
木	木	木	木	金剛崎から90度に引いた線、城ヶ鼻(N37°18'01" E137°14'31")から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
田	田	田	田	妙見山三角点(58メートル)から210度1,600メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面
島	島	島	島	龍ヶ崎からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の輪島川水面
浦	浦	浦	浦	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
船	船	船	船	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
津	津	津	津	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
茂	茂	茂	茂	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
木	木	木	木	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
小	小	小	小	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
富	山	山	山	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
山	魚	津	津	並びに最下流橋下流の輪島川水面並びに最下流橋下流の輪島川水面
伏木富山	太田三角点(61メートル)から40度2,000メートルの地点まで引いた線、大村三角点(2.9メートル)から0度2,000メートルの地点まで引いた線、これら地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	及び神通川萩浦橋各下流の河川水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面	及び神通川萩浦橋各下流の河川水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面	及び神通川萩浦橋各下流の河川水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面
見	見	見	見	並びに余川川、上庄川及び新川各最下流橋下流の河川水面
静	岡	熱	海	熱海市下多賀大西ヶ洞と同市綱代片町との境界海岸(N35°02'28" E139°05'22")から船村弁天岩(8メートル)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
綱	網	代	代	綱代三角点(164メートル)を中心とする半径2,000メートルの円内の海面中熱海港に属する部分を除いた海面
伊	伊	東	東	伊東港第二防波堤燈台(N34°58'11" E139°06'34")から270度1,500メートルの地点を中心とする半径2,800メートルの円内の海面
船	船	取	取	船取岬から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

下田	猿煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の瀬生沢川水面
石崎	タライ崎から262度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川との合流点下流の河川水面
宇久須	アシホガ島から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 廻り崎三角点(150メートル)から174度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
戸静	丸山崎から28度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
肥田浦	大川左岸突端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面 金桜山山頂(251メートル)から淡島島頂まで引いた線、同地点から大久保島西端(N35°02'39" E139°53'21")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沼津水	牛臥山三角点(62メートル)を中心とする半径1,800メートルの円内の海面中同三角点から270度に引いた線以北の海面及び最下流橋下流の糸野川水面
清水焼	真崎から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面
津相良	浜當目三角点(1'2.9メートル)(N34°58'07" E138°20'25")から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬戸川當目橋、小石川須奈橋、黒石川新川橋、同川派川共榮橋及び木屋川港橋各下流の河川水面
御前崎	愛鷹岩(N34°40'24" E138°13'36")から300度2,400メートルの地点を中心とする半径2,000メートルの円内の海面及び新橋下流の裁断川水面
浜名	元根鼻三角点(7メートル)から0度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 弁天島駅(N34°41'12" E137°36'30")を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並びに湖西町と新居町との境界海岸(N34°42'24" E137°33'27")から90度に引いた線、雄踏橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面
愛知伊良湖	伊良湖崎燈台(N34°34'35" E137°01'10")を中心とする半径2,000メートルの円内の海面
福江	昌三角点(6.4メートル)を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
泉州	泉港西防波堤燈柱(N34°39'11" E137°09'35")を中心とする半径500メートルの円内の海面
田原	蔵王山山頂(261メートル)を中心とする半径3,000メートルの円内の海面及び船倉橋下流の汐川水面

豊橋	十間川口右岸突端(N34°45'12" E137°19'25")を中心とする半径4,500メートルの円内の海面中帷田川右岸堤防奥端から270度に引いた線以北の部分並びに豊川及び柳生川各最下流橋下流の河川水面
谷郡	三谷ヶ鼻(N34°48'07" E137°15'38")から竹島南端まで引いた線、蒲郡港防波堤燈台(N34°48'46" E137°13'35")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面中三谷港に属する部分を除いた海面
西蒲原形谷	古城港東防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面中形原町と西浦町との境界海岸(N34°47'10" E137°11'21")から90度に引いた線以北の部分
東蒲原色豆	東郷防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面中形原港に属する部分を除いた海面
西蒲原色豆	中柴海岸南端と寺部海岸南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
西蒲原色豆	矢崎川口燈台(N34°46'57" E137°04'48")を中心とする半径1,400メートルの円内の海面
西蒲原色豆	一色港導燈の前燈(N34°47'17" E137°01'15")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
西蒲原色豆	布土大橋基標(N34°47'56" E136°55'22")から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東海道線鐵橋下流の境川水面
西蒲原色豆	嵩ヶ崎から90度に引いた線、羽豆崎から90度500メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西蒲原色豆	東山鼻及び蛭子鼻からそれぞれ0度600メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
西蒲原色豆	豊浜港西防波堤燈台(N34°42'02" E136°56'20")を中心とする半径900メートルの円内の海面
西蒲原色豆	北防波堤基点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面
西蒲原色豆	常滑港南防波堤燈台(N34°52'28" E136°50'20")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
西蒲原色豆	名古屋常滑港西防波堤燈台(N35°02'09" E136°51'28")を中心とする半径7,500メートルの円内の海面、天白川千鳥橋、大江川港東橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、新堀川堀止、荒子川通門及び庄内川一色大橋各下流の河川水面並びに中川運河水面
三重桑名	小貝須三角点(N35°02'50" E136°42'02")から113度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面

四日市	朝明川口左岸突端から 135 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、鈴鹿市と鶴町との境界海岸 ( $N34^{\circ}53'54'' E136^{\circ}38'39''$ ) から 90 度 3,000 メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三瀧川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及びこれらの支川各最下流橋下流の河川水面
千代崎	千代崎燈柱 ( $N34^{\circ}51' E136^{\circ}37'02''$ ) を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の金沢川水面
淨阪	津浦岬 ( $2.1 \text{ メートル}$ ) から 90 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 357 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川、安濃川及び志登茂川各最下流橋下流の河川水面
宇治山田	宇治山田港東燈柱 ( $N34^{\circ}31'33'' E136^{\circ}45'42''$ ) から 228 度 2,630 メートルの地点を中心とする半径 3,000 メートルの円内の海面及び河川水面
鳥羽	西崎、日向島北端、答志島島ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
切浜	波切防波堤燈台 ( $N34^{\circ}18'42'' E136^{\circ}54'11''$ ) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
長ケ島	城山崎を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
引尾	止崎から田舎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鷲木	大崎三角点 ( $1.7 \text{ メートル}$ ) から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
京都	尾南會鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻 ( $N34^{\circ}05'02'' E136^{\circ}14'22''$ ) まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川見千代花橋及び鏡子川鉢子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面
久美浜	モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
淡茂川	鬼ヶ城三角点 ( $159 \text{ メートル}$ ) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
大阪	豊國崎 ( $N34^{\circ}19'12'' E135^{\circ}07'06''$ ) から 0 度に引いた線、長崎から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面
岸和田	岸和田三角点 ( $20 \text{ メートル}$ ) から 339 度 1,000 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
大津	大津港東防波堤燈台 ( $N34^{\circ}30'33'' E135^{\circ}23'57''$ ) を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
大坂	石津川口右岸突端から大阪南突堤燈台 ( $N34^{\circ}38'09'' E135^{\circ}24''$ ) を見通した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経 136 度 27 分 48 秒の線から下流の大和川水面中大阪港に属する部分を除いた水面
堺	淀川分派川神崎川口左岸突端から 214 度に引いた線、東経 135 度 27 分 48 秒の線と大和川右岸との交点から 180 度 134 メートルの地点まで引いた線、同地点から 292 度に引いた線、同線と大和川口両突端を結んだ線との交点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び大和川水面、新淀川最下流橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋、同川端建蔽橋、尻無川岩崎橋及び木津川千代崎橋各下流の河川水面、數津運河以西の住吉川水面並びに安治川及び太津川により囲まれた各運河、北港運河及び數津運河の各運河水面
兵庫	武庫川口右岸突端から 200 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面、淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川、庄下川及び蓬川

西	神	明	戸	宮	各最下流橋下流の河川水面、旧左門殿川水面並びに辰巳橋西端と武					
廃川口右岸突端から 158 度 2,050 メートルの地点まで引いた線、同 地点から 45 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	廃川口左岸突端から 90 度に引いた線、芦屋川口左岸突端から 222 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高瀬川本庄橋、 新瀬川駒栄橋、妙法寺古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及 び兵庫運河の各運河水面	瀬戸内口左岸突端から 240 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	瀬戸内口左岸突端から 240 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 別府港防波堤燈台 (N34°42'42" E134°59'34")を中心とする半径 900 メートルの円内の海面	瀬戸内口左岸突端から 240 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 別府港防波堤燈台 (N34°42'42" E134°59'34")を中心とする半径 900 メートルの円内の海面	廃川口右岸突端から 240 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、 同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面					
相赤	八	姫	保	木	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海 面及び三橋下流の八家川水面	八家川口右岸防波堤基点から 295 度 800 メートルの地点から 180 度 1,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線、 中川口右岸突端から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 並びに市川、船場川、夢前川、大津陵川、揖保川及び中川各最下流 橋下流の河川水面	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海 面及び三橋下流の八家川水面	八家川口右岸防波堤基点から 295 度 800 メートルの地点から 180 度 1,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線、 中川口右岸突端から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 並びに市川、船場川、夢前川、大津陵川、揖保川及び中川各最下流 橋下流の河川水面	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海 面及び三橋下流の八家川水面	八家川口右岸防波堤基点を中心とする半径 500 メートルの円内の海 面及び三橋下流の八家川水面
津居	山	生	総	路	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡山県と兵庫県との境界海岸 (N34°44'14" E134°22') から取島北 端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 並びに大津川石ヶ崎橋、野々内瀬懶門、千瀬川赤穂大橋及び御崎瀬 元瀬橋各下流の河川水面	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
柴	山	住	看	白石島北端から島嶼北端を見通した線、白石島北端から 244 度に引 いた線及び陸岸により囲まれた海面	コヤガ谷鼻から日ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷺ヶ巣鼻から大島 北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見通した線及び陸岸に より囲まれた海面	コヤガ谷鼻から日ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷺ヶ巣鼻から大島 北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見通した線及び陸岸に より囲まれた海面	コヤガ谷鼻から日ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷺ヶ巣鼻から大島 北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見通した線及び陸岸に より囲まれた海面	コヤガ谷鼻から日ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷺ヶ巣鼻から大島 北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見通した線及び陸岸に より囲まれた海面		

島 取 赤 島 子 岬 端 取 島 綱 田 後	由 良 湯 渡 広 美 笠 和 歌 山 下	田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面 神谷崎から駿島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線 及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面 に広川広橋及び山田川橋原橋各下流の河川水面 吉崎ノ鼻から刈藻島西端まで引いた線、同島東端から135度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに安諦橋下流の有田川水面 鹿ノ首から田倉崎及び櫻音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川一心橋及び女良川旭橋各下流の河 川水面	
島 取 境 田 後	米 赤 島 赤 島 取 端 代 後	八尋鼻から310度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤崎港西防波堤燈柱 (N35°30'34" E133°39'37")を中心とする半 径1,800メートルの円内の海面 鳥取港燈柱 (N35°32'17" E134°11'12")から132度270メートルの 地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び河川水面 駿島島頂から270度に引いた線、鶴馳山崎から0度に引いた線及び 陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の瀬生川水面 向島島頂を中心とする半径800メートルの円内の海面	
島 取 境 田 後	益 田 浜 田	中海外ノ江邊台 (N35°31'32" E133°12'04")から去ルガ鼻まで引 いた線、同線以東の陸岸及び漁港導壁の前線 (N35°32'41" E133° 14'30")を中心とする半径4,000メートルの円弧により囲まれた中 江ノ瀬戸及び美保湾の海面	
島 根 根 田	福 田 江 淀	益田市中ノ島と同市高津町との境界海岸 (N34°41'30" E131°49' 12")を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び高角橋下 流の高津川水面 黒崎から馬島水島鼻まで引いた線、同島千疊敷鼻から入道鼻まで引 いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の浜田川水 面	
島 取 境 田 後	仁 万 手 大 社	渡津三角点 (138.8メートル) (N35°00'44" E132°14'38")から270 度1,400メートルの地点を中心とする半径2,300メートルの円内の 海面及び江川橋下流の江川水面 荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引い た線及び陸岸により囲まれた海面 大田市久手町と同市鳥井町との境界海岸 (N35°13'30" E132°30' 13")を中心とする半径1,300メートルの円内の海面 神戸川口右岸突端から番子島北西端を見通した線及び陸岸によ り囲まれた海面	
島 取 境 田 後	来 江 安	生 郡 日 本 上 郡 日 本 片 鶴 牛 西 海 猫 大 寺 小 国 字 日 寿	獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南端から松ヶ鼻まで引いた 線及び陸岸により囲まれた海面 九島西端から222度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた 線、同島南端から222度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大橋川口右岸突端を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並 びに末次鼻から鱗ヶ島を見通した線以東の宍道湖水面及び大橋川水 面
島 取 境 田 後	壇 賀 類 七 美 保 國 江 松	油壺鼻から龜島北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端ま で引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線 及び陸岸により囲まれた海面	
島 取 境 田 後	惠 加 七 美 保 國 江 松	獅子鼻から馬島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 九島西端から222度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた 線、同島南端から222度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 メートルの地点を中心とする半径500メートルの円内の海面並 びに大橋川口右岸突端を中心とする半径2,000メートルの円内の海面並 びに末次鼻から鱗ヶ島を見通した線以東の宍道湖水面及び大橋川水 面	
島 取 境 田 後	壇 賀 類 七 美 保 國 江 松	油壺鼻から龜島北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端ま で引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線 及び陸岸により囲まれた海面	
島 取 境 田 後	来 江 安	生 郡 日 本 上 郡 日 本 片 鶴 牛 西 海 猫 大 寺 小 国 字 日 寿	獅子鼻から馬島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎ま で引いた線及び陸岸により囲まれた海面 躰尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ヶ鼻から0度に引いた線 及び陸岸により囲まれた海面
島 取 境 田 後	壇 賀 類 七 美 保 國 江 松	九幡西突堤突端 (N34°36'05" E134°01'58")から外波崎まで引いた 線及び陸岸により囲まれた海面並びに永安橋下流の吉井川水面 面東山東端から外波崎まで引いた線、同地点から九幡西突堤突端ま で引いた線、九幡西突堤基点から大浦礁を見通した線及び陸岸によ り囲まれた海面	
島 取 境 田 後	来 江 安	生 郡 日 本 上 郡 日 本 片 鶴 牛 西 海 猫 大 寺 小 国 字 日 寿	高島北端から0度に引いた線、同島南端から180度に引いた線、松 尾鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、 中橋及び小橋各下流の旭川水面 高辻岬 (N34°29'19" E133°57'52")から下鳥島西端及び飛州 (4.9 メートル)を経て岬崎 (N34°27'37" E133°56'46")まで引いた線及び 陸岸により囲まれた海面
島 取 境 田 後	比 浦	貝掛鼻から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 下村三角点 (91.9メートル)から170度1,000メートルの地点から鵜 石鼻防波堤突端 (N34°27'45" E133°51'42")を見通した線及び陸岸 により囲まれた海面	

味 野	下 津 井 島 玉 笠	下 水 井 島 島 岡	下村三角点から 170 度 1,000 メートルの地点から 180 度 1,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の大川水面 西ノ端から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 大島三角点(94 メートル)から 270 度 1,900 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面 山ノ端三角点(31 メートル)から 180 度に引いた線、高梁川右岸導水堤突端(N34°30'06" E138°41'34")から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 古城山三角点(69 メートル)を中心とする半径 900 メートルの円内の海面
佐 木	福 柄 尾 道 糸 崎	山 山 忠 竹 原 海	秋過ヶ端から 49 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 仙酔島祇園岬から 306 度に引いた線、同島鳥ノ口鼻から孤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 犬吠山山頂から岩子島三角点(131 メートル)まで引いた線、鶴小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線、同島松ヶ鼻を中心とする半径 2,300 メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面 横ヶ鼻から大谷鼻(N34°19'36" E138°00'31")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
重 佐 木	瀬 戸 田 蘇 崎	木 手 洗 西 蒲 刈 島	木ノ江 手洗 島戸町三角点(449 メートル)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町三角点(38 メートル)から 310 度 1,100 メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(111 メートル)まで引いた線、同三角点から 184 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 七々見山山頂(57 メートル)から長島三角点(75 メートル)まで引いた線、同三角点から刀崎鼻(長久郎鼻)まで引いた線、同地点から舞新開明神(N34°14'45" E132°54'14")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
井 井	大 日 市 廿 日 市 大 竹 土 生	山 口 岩 国 久 賀 安 下 庄 松 柳 井	長串岬から小細島北端まで引いた線、同島西端から 188 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 佐木島三角点(184 メートル)と因島龍王山三角点(241 メートル)を結んだ線、佐木島鍋ヶ鼻から 80 度 1,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 向上寺山三角点(67 メートル)から 76 度 840 メートルの地点を中心とする半径 2,600 メートルの円弧及び高根島三角点(317 メートル)と生島滑尾ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 蘇崎から佐羅島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻 (N34°17'06" E132°55'42")まで引いた線、同島カソネ鼻から船島陰ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 一法寺山三角点(449 メートル)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町三角点(38 メートル)から 310 度 1,100 メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(111 メートル)まで引いた線、同三角点から 184 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 七々見山山頂(57 メートル)から長島三角点(75 メートル)まで引いた線、同三角点から刀崎鼻(長久郎鼻)まで引いた線、同地点から舞新開明神(N34°14'45" E132°54'14")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 下蒲刈島太平山三角点(282 メートル)から 95 度に引いた線、同島白崎から 80 度 5,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 107 度 2,600 メートルの地点まで引いた線及び同地点から上蒲刈島三崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面 小名切岬(14 メートル)から 228 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

室津	唐釜(19メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から45度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上園港に属する部分を除いた海面
上関	唐釜(19メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から45度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上園町の地先部分
平生	掘取崎から鳥島用吉山三角点(109メートル)まで引いた線、同三角点から64度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下流の田布施川水面
宝徳山下松	数ヶ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面茶臼山山頂から笠戸島鑑石岬まで引いた線、同島龜岩から馬島金崎まで引いた線、大津島丸山崎から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三田尻中海面	龍宮崎から向島金崎まで引いた線、同島牛ヶ頭から中ノ関港燈台(33°59'45" E131°32'40")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
秋丸宇	月崎から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面宇部岬から260度に引いた線、本山岬から110度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真鶴川最下流橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野田	小野田港防波堤燈台(N33°58'12" E131°10'02")を中心とする半径1,700メートルの円内の海面及び最下流橋下流の有効川水面
厚狭	宮崎から繩地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面
小串牛島	特牛崎台(33°18'57" E130°53'38")から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
粟角島	龍宮島北端から73度に引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
仙崎	半島三角点(30メートル)(N34°20'26" E130°51'11")から0度400メートルの地点を中心とする半径600メートルの円内の海面
串牛島	串牛山三角点(56メートル)から90度800メートルの地点を中心とする半径800メートルの円内の海面及び最下流橋下流の粟野川水面
野島	屋海鼻から青海島千賀瀬鼻まで引いた線、王子鼻から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の三鷦川水面
裁	大瀬鼻から笠戸山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の松本川水面

須佐	海苔石から天神島三角点(46メートル)を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
山口岡	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
山門	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
崎	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
今切島	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
鳴門	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
徳島	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
小松島	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
富岡	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
由岐	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
日和佐	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
岐嶋	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
日和佐	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面
川嶮	轟ヶ巣山山頂から320度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島鳥頂まで引いた線、同島頂から230度に引いた線、根磯山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川、柴川、板櫃川、堺川、江川及び堀川各最下流橋下流の河川水面

香川	豊浜	岡水準点(457 メートル)(N34°04'06" E133°38'28")から 355 度 700 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
観音寺	仁尾間詫	観音寺港南防波堤端台(N34°07'14" E133°38'03")から 72 度 440 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流橋下流の河川水面
丸岡出西	多度津龜	大島島北東端から 54 度に引いた線、同島南端から 小高島西北端まで引いた線、同島南端から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坂高志津	西松田度	香田鼻から 0 度に引いた線、岩島島頂(34 メートル)から それぞれ 270 度及び 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに洲崎橋下流の周瀬川水面
西松田度	多度津龜	多度津港内港西防波堤端台(N34°16'07" E133°44'44")から 30 度 260 メートルの地点を中心とする半径 1,300 メートルの円内の海面
芝山山頂	芝山山頂	土器川口左岸突端、上真島島頂(37 メートル)、下真島頂島(32 メートル) 及び金倉川口右岸突端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに御供所橋下流の塩入川水面
芝山山頂	芝山山頂	鷲崎(N34°19'12" E133°49'59")から 沙瀬島ママコ鼻まで引いた線、同地点から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松田度	西松田度	芝山山頂(45 メートル)から 0 度 150 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
西松田度	西松田度	高松港西防波堤端台(N34°21'07" E134°03'09")から 95 度 500 メートルの地点を中心とする半径 2,800 メートルの円内の海面並びに同円内の新川及び春日川の各河川水面及び最下流橋下流の諸田川水面
西松田度	西松田度	燈籠鼻から 274 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松田度	西松田度	長尾鼻から 319 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松田度	西松田度	田川橋下流の津田川水面
西松田度	西松田度	義三角点(28 メートル)(N34°14'52" E134°21'24")から 270 度 1,200 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
西松田度	西松田度	引田鼻から黒宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴幸橋下流の小海川水面
西松田度	西松田度	心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
西松田度	西松田度	赤崎から 315 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松田度	西松田度	飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西松田度	西松田度	宝崎から 180 度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面
愛媛	深宇吉	下流の宍喰川水面
愛媛	浦島田	岡水準点(457 メートル)(N34°04'06" E133°38'28")から 355 度 700 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面
愛媛	幡之幡	君ヶ浦水準点(359 メートル)(N33°15'38" E132°32'40")から 172 度 300 メートルの地点から 315 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川、立間尻川、南谷川及び鶴間川各最下流橋下流の河川水面
直島	角崎北東端、向島荒崎島、豪島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	
直島	角崎北東端、向島荒崎島、豪島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	
直島	荷造鼻から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	武佐ケ鼻から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	君ヶ浦水準点(359 メートル)(N33°15'38" E132°32'40")から 172 度 300 メートルの地点から 315 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川、立間尻川、南谷川及び鶴間川各最下流橋下流の河川水面	
直島	御手洗鼻から 龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	城ヶ浦鼻から 340 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	松ヶ鼻から 丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	オミ岬から 大島井崎を見通した線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	横鼻から 走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	長浜港北防波堤端台(N33°56'53" E132°29'18")から 249 度 400 メートルの地点を中心とする半径 900 メートルの円内の海面	
直島	榮町水準点(2.88 メートル)(N33°45' E133°42")から 0 度 350 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	
直島	興居島黒崎から 169 度に引いた線、同島神崎から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	北条港端台(N33°58'21" E132°46'24")を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	
直島	菊間港防波堤端台(N34°06" E132°50'21")を中心とする半径 700 メートルの円内の海面及び最下流橋下流の菊間川水面	
直島	蒼松川口右岸突端から 0 度に引いた線、大浜端台(N34°05'12" E132°59'38")から 120 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	鶴嘴から 70 度に引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
直島	大明神川口三角点(47 メートル)(N33°57'08" E133°05'12")を中心とする半径 4,000 メートルの円内の海面中同三角点から 67 度に引いた線以南の部分	
直島	発電所三角点(4.4 メートル)(N33°55'24" E133°10'15")を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面	
直島	御代島三角点(75 メートル)から 157 度 2,060 メートルの地点を中心とする半径 3,000 メートルの円内の海面中国領川左岸堤防突端(N33°58'11" E133°17'28")から 335 度に引いた線以西の部分及び念仏橋下流の尻無川水面	
直島	三島港防波堤端台(N33°59' E133°32'42")から 203 度 350 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	

集 川	寒川突堤突端(N33°58'05" E133°30'52")を中心とする半径400メートルの円内の海面
川 之 江	城山三角点(62.2メートル)から31度600メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
岡 宮	觀音崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
村 浦	泊ヶ鼻(N34°14'40" E132°59'23")から道明ヶ鼻(N34°14'56" E132°59'30")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伯 方	金ヶ崎から六ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高 知	唐人ヶ鼻を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
甲 釜 戸 嶺	西防波堤突端(N38°15'37" E134°09'57")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面
津 錦	南防波堤突端(N38°16'56" E134°08'44")を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び最下流橋下流の室津川水面
奈 半 利	奈半利川口左岸突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び最下流橋下流の奈半利川水面
高 知	龍頭崎燈台(N38°29'34" E133°34'53")から180度500メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鏡川、国分川、堀川、下田川及び長浜川各最下流橋下流の河川水面
字 須 佐 崎 丸 加 江 賀	白ノ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 角谷ノ岬から神木ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の桜川水面 大野崎から215度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鹿島東端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊寺喜川水面
上 川 口	上川口三角点(47.5メートル)を中心とする半径1,100メートルの円内の海面及び最下流橋下流の鶴川水面
下 田	道崎三角点(55メートル)を中心とする半径3,000メートルの円内の海面並びに四万十川山麓渡船場(N32°58'03" E132°57'18")から0度に引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面
水 島 清 片	大島東端及び西端からそれぞれ0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福 岡 加 布 里 多 憲	鷲ノ首から見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 殘島天狗鼻(N33°37'58" E130°18'04")から32度30分に引いた

佐 賀	伊万里	佐賀県と長崎県との境界海岸(N33°20'14" E129°47'36")から福島白岩鼻まで引いた線、煤屋崎から315度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の伊万里川水面
呼 唐 佐 諸	子 津 江 富	友崎から加那島宮崎まで引いた線、同島ツイタ鼻から波戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 高島北端から293度に引いた線、同島南東端から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
佐 賀	伊万里	船津川口右岸突端から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の住ノ江川水面
諸 諸	伊万里	寺井三角点(4.8メートル)(N38°12'29" E130°21'30")から180度に引いた線、大中島南西端から135度に引いた線、太堂川口左岸突端から135度に引いた線及び同地点から315度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の地先部分
長 嵐 口 之 津	島 原	裾掛瀬(N32°45'26" E130°23'02")から270度に引いた線、同地点から上島帽子瀬、子持島島頂及び鷲島島頂を経て龍宮島島頂まで引いた線、同地点から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 宮崎鼻から180度に引いた線、白間崎から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

岐宿	玉之浦	江福	今福	相白江	佐世保	大崎	戸村	戸戸	見崎	木岬	小茂脇
海面並びに江迎橋下流の江迎川水面	海面並びに江迎橋下流の江迎川水面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	大崎から340度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面							
海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面
海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面
海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面	海面及び黒島北端より囲まれた海面

賈貫	百	角代	八三	本水佐	比田奈佐	大島戸浦	戸吉月戸戸	生津平戸	奈良戸尾川	島留奈	島留奈	
権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から180度 に引いた線、戸馳島燈台(N32°34'22" E130°29'27")から210度に 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	内内の海面並びに前川及び球磨川各最下流橋下流の河川水面 加賀島三角点(28.7メートル)を中心とする半径5,000メートルの 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	明神崎を中心とする半径1,700メートルの円内の海面 番所ノ鼻(N32°17'56" E130°28'24")から唐船岩を経て唐船鼻まで 引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の芦北町と 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	尉殿崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び に浦之浜川及び大戸川各最下流橋下流の河川水面	虎崎から耶良崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豆殿崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から礪ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	若宮崎から鳥島南東端から187度に引いた線、同島北端から若宮島北東端ま で引いた線、同島北西端から島屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	坊山崎から特鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鳥嶋崎から90度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から 180度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面
権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から180度 に引いた線、戸馳島燈台(N32°34'22" E130°29'27")から210度に 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	内内の海面並びに前川及び球磨川各最下流橋下流の河川水面 加賀島三角点(28.7メートル)を中心とする半径5,000メートルの 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	明神崎を中心とする半径1,700メートルの円内の海面 番所ノ鼻(N32°17'56" E130°28'24")から唐船岩を経て唐船鼻まで 引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の芦北町と 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	尉殿崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び に浦之浜川及び大戸川各最下流橋下流の河川水面	虎崎から耶良崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豆殿崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から礪ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	若宮崎から鳥島南東端から187度に引いた線、同島北端から若宮島北東端ま で引いた線、同島北西端から島屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	坊山崎から特鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鳥嶋崎から90度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から 180度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面
権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	権現山三角点(273メートル)から298度2,850メートルの地点を中心 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から180度 に引いた線、戸馳島燈台(N32°34'22" E130°29'27")から210度に 引いた線及び陸岸により囲まれた海面	内内の海面並びに前川及び球磨川各最下流橋下流の河川水面 加賀島三角点(28.7メートル)を中心とする半径5,000メートルの 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	明神崎を中心とする半径1,700メートルの円内の海面 番所ノ鼻(N32°17'56" E130°28'24")から唐船岩を経て唐船鼻まで 引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の芦北町と 湯浦町との境界(N33°17'22" E132°29'40")から225度に引いた線 以北の湯浦川水面及び最下流橋下流の佐敷川水面	尉殿崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並び に浦之浜川及び大戸川各最下流橋下流の河川水面	虎崎から耶良崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豆殿崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から礪ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尉殿崎から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	若宮崎から鳥島南東端から187度に引いた線、同島北端から若宮島北東端ま で引いた線、同島北西端から島屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	坊山崎から特鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鳥嶋崎から90度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から 180度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲 まれた海面

長 洲 戸 深 牛 本 波	長 庭 施 本 富 鬼 岡 池	福 岡 中 津	大 分 長 洲 高 田 竹 田 津 國 田 守 江 府 別 鶴 崎	とする半径1,800メートルの円内の海面並びに同三角点から180度に引いた線以西の白川及び坪井川水面 肥後長洲港南防波堤燈台(N32°55'12" E130°26'32")から8度1,000メートルの地点を中心とする半径1,300メートルの円内の海面 小島鼻(N32°26'15" E130°25")から小島鼻頂を経て雨龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 茂木根崎から135度に引いた線、五色島三角点(17.8メートル)からそれぞれ90度及び270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明龍橋各下流の河川水面 ホラ山三角点(76メートル)(N32°11'16" E130°01'18")から338度30分250メートルの地点を中心とする半径2,200メートルの円内の海面中同三角点から147度500メートルの地点から0度に引いた線以東の部分 巴崎から160度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鬼頭港防波堤燈台(N32°32'36" E130°11'32")を中心とする半径800メートルの円内の海面
宮 崎 北 浦	佐 伯 蒲 江	宮 崎 土 呂 島 鳥 崎 島 崎 島 津 浦 島	天神ヶ鼻から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面 意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松城跡から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面 米搗島から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
白 浦 久 見	杵 見 佐 伯 蒲 江	投石礁東端から烏帽子崎南端まで引いた線、同地点から342度に引いた線、投石礁東端から346度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 東海山山頂(258メートル)から260度1,000メートルの地点を中心とする半径2,500メートルの円内の海面及び河川水面 洋望崎からタカチ瀬に引いた線、同地点から178度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 松ヶ鼻、イケイ透西端、乙島三角点(79メートル)及び倉戸鼻を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 水神松三角点(21メートル)(N31°54'15" E131°27'32")を中心とする半径4,000メートルの円内の海面及び高松橋下流の大淀川水面 内海港防波堤燈台(N31°45'07" E131°28'38")を中心とする半径1,300メートルの円内の海面及び最下流橋下流の内海川水面 尾伏鼻から油津港導燈の前燈(N31°33'19" E131°23'58")まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに塙川蓮河水面 観音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島橋下流の鍋上川水面 隱現鼻を中心とする半径1,300メートルの円内の海面及び河川水面		
宮 崎 北 浦	佐 伯 蒲 江	志 布 志	志 布 志	天神ヶ鼻から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面 意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松城跡から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面 米搗島から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

鹿 児 島	志 布 志	志 布 志	志 布 志	天神ヶ鼻から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面 意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松城跡から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面 米搗島から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
内 之 浦	内 之 浦	内 之 浦	内 之 浦	横浦崎から116度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流橋下流の青江川水面
大 鹿 泊	大 鹿 泊	大 鹿 泊	大 鹿 泊	意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松城跡から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面
屋 水	屋 水	屋 水	屋 水	意匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松城跡から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋並びに中江川及び番匠川各最下流橋下流の河川水面
佐 賀 開	佐 賀 開	佐 賀 開	佐 賀 開	若御子鼻から歸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面



ている事業を再開したときも、同様とする。

第十六条中「第二条第一号、第三号又は第四号」を「第一条第一項第二号から第五号まで」に改める。

第十七条第一項中「第三号又は第六号」を「第五号又は第六号」に改め

第十八条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十九条を次のように改め、第十九条の二を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十九条 港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする運送条件、事業施設、集貨その他港湾運送に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下この条において「協定等」という)であつて、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けたものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十号)の規定を適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、当該協定等が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一 港湾運送に関する秩序を維持し、及び利用者の利便を増進するためには必要なものであること。

二 取引の相手方を制限することにより、利用者が港湾運送の委託について任意に港湾運送事業者を選択することを妨げるものでないこと。

### 三 当該協定等に参加し、又は当該協定等から脱退することを不

当に制限するものでないこと。

3 運輸大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

第二十条の見出しを「(事業の休止及び廃止の届出)」に改め、同条中の「廃止したとき」を「休止し、又は廃止したとき」に改める。

第二十一条第一号を次のよう改める。

第一十八条第一項の規定による事業の廃止の届出があつた場合

第二十二条第一項中第三号を削り、同項に次の二号を加える。

三 事業の開始前及び事業の休止中を除き、第七条第一項第五号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

四 正当な理由がなくて、港湾運送事業の登録を受けてから六箇月以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を休止したとき。

第二十二条第二項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第三十三条の二第二項中「第十九条の二」を「第十九条」に改める。

第二十二条第二項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第三十三条の二第二項及び第三十一条第一号中「第四条第一項」に改める。

第三十七条第二号中「第十七条第一項」を「第十二条の二、第十七条第一項」に改め、「第十九条の二(第三项)及び第三十三条の二第二項及び第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

### 1 附 則

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の第二条第一項の規定により新たに港湾運送事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第四条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業について同項の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間にについても、同様とする。

3 この法律の施行の際現に沿岸荷役事業の登録を受けていた者は、この法律の施行の日から六月間は、いかだ運送事業の登録を受けないでも、引き続き改正前の第二条第一項第四号に掲げる行為を行う事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業についていかだ運送事業の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受けた日までの間についても、同様とする。

4 この法律の施行の際現に効力を有する協定等であつて、改正前の第十九条の二(第三十三条の二第二項)によつて準用する場合を含む。の規定による届出があつたものは、改正後の第十九条第一項(第三十三条の二第二項及び第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)を削る。

む。)の規定による認可を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に港湾運送事業である者については、改正後の第二十二条第一項第三号及び第七号の規定に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日から二年間は、適用しない。

6 この法律の施行の際現にその事業を休止している港湾運送事業者については、当該事業の休止は、改正後の第二十二条第一項第四号の規定の適用については、この法律の施行の日からしたものとみなす。

7 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

輸送等の見地から、また人命の安全に直接つながっている関係から、きわめて高い公益的性格を備えているものであります。

ところで、これらの旅客船の船齢を見ますと、二十総トン以上の船舶九百一隻について調べたものであります。が、鋼船では船齢二十五年以上のものが百一隻、約二万総トンありまして、三十四隻、一万三千五百総トンであります。そして、全木船に對する比率は隻数で五〇%、総トン数で五三%に當つており、いかに老齢船が多いかを物語つております。

一方、これらの旅客船を運航している事業者について見ますと、全国八百八十三の事業者の内訳は、会社二百八、地方公共団体八十七、組合等六十六運送事業を新設し、登録の拒否及び取消しに関する規定を整備し、港湾運送事業者が締結することができる協定等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一方、これら旅客船を運航している事業者について見ますと、全国八百八十三の事業者の内訳は、会社二百八、地方公共団体八十七、組合等六十六運送事業を新設し、登録の拒否及び取消しに関する規定を整備し、港湾運送事業者が締結することができる協定等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員 ただいま議題となりました国内旅客船公团法案の提案理由について御説明申し上げます。本土周辺の離島や本土沿岸の各地を連絡しております国内旅客船は、現在までに三百五十五隻、一千五百五十万客のほか、郵便物二百二十万個、手荷物千三百五十万個、貨物三百十万トントンを輸送しておりますが、いずれも島たようになつてゐる零細な個人経営またはこれに近いものが大部分であり、他方、運賃

も)の規定による認可を受けたものとみなす。

輸送等の見地から、また人命の安全に直接つながっている関係から、きわめて高い公益的性格を備えているものであります。

ところで、これらの旅客船の船齢を見ますと、二十総トン以上の船舶九百一隻について調べたものであります。が、鋼船では船齢二十五年以上のものが百一隻、約二万総トンありまして、三十四隻、一万三千五百総トンであります。そして、全木船に對する比率は隻数で五〇%、総トン数で五三%に當つており、いかに老齢船が多いかを物語つております。

一方、これらの旅客船を運航している事業者について見ますと、全国八百八十三の事業者の内訳は、会社二百八、地方公共団体八十七、組合等六十六運送事業を新設し、登録の拒否及び取消しに関する規定を整備し、港湾運送事業者が締結することができる協定等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員 ただいま議題となりました国内旅客船公团法案の提案理由について御説明申し上げます。本土周辺の離島や本土沿岸の各地を連絡しております国内旅客船は、現在までに三百五十五隻、一千五百五十万客のほか、郵便物二百二十万個、手荷物千三百五十万個、貨物三百十万トントンを輸送しておりますが、いずれも島

たようになつてゐる零細な個人経営またはこれに近いものが大部分であり、他方、運賃

が公益的性格から、利用者の経済的負担を最小化して十分な値上げもできず、収益性もきわめて低いために、十分な効果を上げることができず、船舶の改善整備もこのままでは期待されない実情にあるのであります。

以上のような実情にかんがみまして、船舶の建改造に必要な資金の調達が困難な事業者に協力しまして、老齢船の代替建造または改造を計画的に推進させるため、政府出資の国内旅客船公團を設立いたしまして、民生の安定上必要な航路の維持改善をはかり、旅客船を利用する人々の安全をはかることといたしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、港湾運送事業法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

最近の港湾における情勢は、港湾諸施設の整備、出入港船舶の大型化、荷役方法の近代化、荷扱い量の増大等著しい変化が見られるのであります。これに対応いたしまして、港湾における諸作業を担当する港湾運送事業につきましても、その運送機能の充実が強く要請されるのであります。かかるに港湾運送事業の現状は、少數の例外を除き、大部分が中小企業であること、港湾運送に対する需要が波動性を有していること等に基づいたしまして、企業の安定性を確保し、その近代化、合理化をはかることがきわめて困難な状態であります。このような客觀情勢に

対処いたします。そのためには、現行港湾運送事業法を改正し、港湾運送の秩序を確立し、港湾運送事業の質的向上をはかる必要があります。

今回の改正の要点は、第一に、港湾運送における秩序を確立するため、事業の種類の分類を改め、限定登録の制度を設けるとともに、事業の実態を正確に把握するための届出制度を整備することになります。すなわち、従来の四業種のはかに、いまだ運送事業を新設し、荷主、取扱い貨物等業務の範囲を限定して登録することができるること、事業の開始及び休止の届出を義務づけたことがあります。

第二に、不適格業者を排除し、健全な事業者の発展をはかるために、登録の拒否及び取り消しに関する規定を整備することになります。すなわち、登録の拒否要件として、損害賠償能力及び事業遂行に必要な経験に関する規定を加え、これに対応して登録取り消し及び事業停止の規定を整備したことになります。

第三に、事業の安定及び合理化をはかるために、私的独占禁止法の適用除外の範囲を拡張することになります。現行法においては、施設の共用に関する規定のみが同法の適用除外とされており、この範囲を運送条件、集貨、その他広く港湾運送に関する協定であって、運輸大臣の認可を受けたもの全般に拡張することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたしま

次に、捕獲審査所の検定の再審査に關する法律は、日本国が、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、連合國の要請がありました場合に、旧捕獲審査所が検定いたしました場合に、連合國人の所有権に關係あるものを、国際法に従つて再審査することを目的とする法律であります。捕獲審査の再審査の要請について、平和条約におきましては期限が定められていませんが、事柄の性質上、平和条約の効力が発生いたしました後、比較的短期間に連合國の要請が出尽すものと予想せられ、平和条約の実施のための国内法であるこの法律の存続期間は、当初三年と定められておりましたところ、各連合國の平和条約の批准の状況及び再審査の要請に関するその状況にかんがみまして、その後四回の改正が行われまして現在七年と定められ、すなわち昭和三十四年四月二十七日限り失効することとなつております。

と存じます。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、港域法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、港湾事情の変化に伴い、港の区域が実情に沿わなくなつたものを改める等の必要が生じておりますので、港域法の別表を改正しようとするものであります。

改正を必要とするおもな事情を述べますと、第一に、背後地の産業活動の発展による港内の船舶交通量の増加に対応して、伊達港外八港について、港則法を施行する等のため新たに港域を定める必要が生じたことであります。

第二に、港湾工事の進展や水路の浚渫等に伴い、船舶の港湾利用事情が変化したため、釧路港外三十八港について、その実情に合致するよう港域を変更する必要が生じたことであります。

第三に、市町村の廃置分合に伴い、金石港外四港について、港の名称を変更する必要が生じたことであります。

以上簡単であります、この法律案を提案する理由の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。

○塚原委員長　ただいまの四法案に対する質疑は、次会に譲ることにいたしました。

なお、本日冒頭において昭和三十四年度運輸省関係予算及び日本国有鉄道関係予算に関する説明を永野運輸大臣から聴取する予定でございましたが、

午前十時五十九分散会

昭和三十四年二月五日印刷

昭和三十四年二月六日發行

來議院事務局

印刷者 大藏省印刷局